

笠 監 第 1 5 1 号  
令和5年12月27日

笠 岡 市 長 小 林 嘉 文 殿  
笠岡市議会議長 妹 尾 博 之 殿

笠岡市監査委員 中 西 尚 子  
同 東 川 三 郎

事務監査の結果に関する報告について（提出）

笠岡市監査基準第31条第1項第3号及び地方自治法199条9項の規定により，令和5年9月28日付け，笠総第520号で要求のあった事務監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。



(別紙)

## 市長の要求に基づく監査結果報告

### 第1 市長からの要求

#### 1 要求があった日

令和5年9月28日

#### 2 要求事項

##### (1) 内容

笠岡市ふるさと納税事業に係る事務手続きについて

##### ア 監査の対象

笠岡市ふるさと納税事業（対象：令和2年度以降分）

##### イ 監査の内容

笠岡市ふるさと納税事業が、返礼品は地場産品に限ること、返礼品の調達は寄附金額の3割程度とすること、寄附金募集に要する費用は寄附金額の5割以下とすること等、国や県の法令等に適合し、適正に執行されているかを検証する。

令和5年度分については、令和5年10月から変更される新基準に適合しているかも確認する。

##### (2) 理由

笠岡市ふるさと納税事業については、令和2年度及び令和3年度において、寄附金の募集に要した費用の額の合計額が寄附金受領額の合計額の5割を超えているとして、総務省から、令和4年9月22日付け、総税市第86号「ふるさと納税制度における経費総額5割以下基準の適正な運用について」（総務省自治税務局市町村税課長発、岡山県笠岡市長宛）により、適切に対応願うとの通知があった。

このことについて、令和5年2月22日市議会全員協議会において説明を行ったが、令和5年第4回6月市議会定例会一般（個人）質問及び令和5年9月予算決算委員会厚生産業分科会において、事業の中身について外部から検証ができないのは問題があるとして、監査委員による検証を要請されたものである。（※要求書の「要求監査理由」全文を掲載）

### 3 対象年度及び事業

#### (1) 令和2年度笠岡市一般会計歳入歳出決算

歳入（款）18 寄附金（項）1 寄附金（目）1 一般寄附金

ふるさと笠岡思民寄附金 508,821,064円

企業版ふるさと納税寄附金 8,200,000円

（款）19 繰入金（項）1 基金繰入金（目）31 ふるさと笠岡思民基金

繰入金 ふるさと笠岡思民基金繰入金 303,253,760 円  
 歳出 (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 1 一般管理費  
 ふるさと納税推進事業 508,857,574 円  
 (うち ふるさと笠岡思民基金積立金 215,877,117 円)  
 職員給与等 (ふるさと) 24,358,474 円  
 (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 5 財産管理費  
 ふるさと笠岡思民基金積立金 (基金利息積立金) 212,585 円

(2) 令和3年度笠岡市一般会計歳入歳出決算

歳入 (款) 18 寄附金 (項) 1 寄附金 (目) 1 一般寄附金  
 ふるさと笠岡思民寄附金 600,393,500 円  
 企業版ふるさと納税寄附金 2,300,000 円  
 (款) 19 繰入金 (項) 1 基金繰入金 (目) 31 ふるさと笠岡思民基金  
 繰入金 ふるさと笠岡思民基金繰入金 169,934,206 円  
 歳出 (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 1 一般管理費  
 ふるさと納税推進事業 600,433,337 円  
 (うち ふるさと笠岡思民基金積立金 299,053,291 円)  
 職員給与等 (ふるさと) 24,802,116 円  
 (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 5 財産管理費  
 ふるさと笠岡思民基金積立金 (基金利息積立金) 52,829 円

(3) 令和4年度笠岡市一般会計歳入歳出決算

歳入 (款) 18 寄附金 (項) 1 寄附金 (目) 1 一般寄附金  
 ふるさと笠岡思民寄附金 405,477,000 円  
 企業版ふるさと納税寄附金 8,000,000 円  
 (款) 19 繰入金 (項) 1 基金繰入金 (目) 31 ふるさと笠岡思民基金  
 繰入金 ふるさと笠岡思民基金繰入金 242,206,140 円  
 歳出 (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 1 一般管理費  
 ふるさと納税推進事業 405,686,593 円  
 (うち ふるさと笠岡思民基金積立金 149,947,827 円)  
 職員給与等 (ふるさと) 24,676,020 円  
 (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 5 財産管理費  
 ふるさと笠岡思民基金積立金 (基金利息積立金) 52,013 円

(4) 令和5年度笠岡市一般会計歳入歳出予算

歳入 (款) 18 寄附金 (項) 1 寄附金 (目) 1 一般寄附金  
 ふるさと笠岡思民寄附金 800,000 千円  
 (款) 19 繰入金 (項) 1 基金繰入金 (目) 31 ふるさと笠岡思民基金

繰入金 ふるさと笠岡思民基金繰入金 263,411 千円  
 歳出 (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 1 一般管理費  
 ふるさと納税推進事業費 800,000 千円  
 職員給与等 (ふるさと) 24,780 千円  
 (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 5 財産管理費  
 ふるさと笠岡思民基金積立金 72 千円

## 第2 監査の実施

### 1 監査期間

令和5年9月29日から令和5年12月27日まで

### 2 監査の対象部局

笠岡市産業部ふるさと寄附課

### 3 監査の着眼点

ふるさと納税推進事業（以下、「本件事業」という。）に係る担当課による事務手続きを検討するに当たって、以下の視点に着目して監査を実施した。

- (1) 本件事業の執行過程は関係法令及び条例・規則等に定められた手順に則って適正であったか。
- (2) 本件事業に係る文書の記録・保存は適正であったか。

### 4 監査の方法

監査対象部局に本件事業の関係資料の提出を求めるとともに、本件事業の関係者から説明を聴取した。

## 第3 監査の結果

文書や関係者からの聴取事項などを総合すると事実関係は次のとおりである。

### 1 本件事業に係る事実関係

#### (1) 組織体制及び業務内容

笠岡市産業部ふるさと寄附課の組織体制及び業務内容は、次のとおりである。

#### ア 組織体制（令和5年4月1日現在）

産業部	├──	かさおか新しいしごとづくりセンター
	├──	農政水産課
	├──	商工観光課
	└──	ふるさと寄附課 — ふるさと寄附係

イ 人員体制

(表-1) ふるさと寄附課人員体制

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
課長	1	1	1	1
課長補佐	0	1 (係長兼務)	1 (係長兼務)	0
係長	1	0	0	1
主任主事	0	0	0	1
主事	1	1	1	0
会計年度任用職員	3	3	3	3
計	6	6	6	6

ウ 業務内容

笠岡市行政組織規則に規定されたふるさと寄附課の分掌事務（業務内容）以下のとおりである。

(表-2) ふるさと寄附課の分掌事務（業務内容）

課・室名	係名	分掌事務(業務内容)
ふるさと寄附課	ふるさと寄附係	(1) 個人版ふるさと笠岡思民寄附金に関すること。 (2) 企業版ふるさと納税に関すること。 (3) 課の庶務に関すること。

(笠岡市行政組織規則（平成17年 笠岡市規則第17号）別表(第3条関係))

(2) 本件事業の執行に係る法令・通知及び例規等

ア 法令等

- ・地方税法（昭和25年法律第226号）
- ・地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）
- ・平成31年総務省告示第179号（平成31年4月1日 改正令和5年6月27日）
- ・ふるさと納税に係る指定制度の運用について（平成31年4月1日 総税市第17号）
- ・令和5年総務省告示第244号（令和5年6月27日）
- ・ふるさと納税に係る指定制度の運用について（平成5年6月27日 総税市第65号）

イ 例規等

- ・ふるさと笠岡思民寄附条例（平成20年 笠岡市条例第28号）
- ・ふるさと笠岡思民寄附条例施行規則（平成20年 笠岡市規則第32号）
- ・笠岡市基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年 笠岡市条例第17号）

- (3) ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に係る文書等
- ア 令和2年8月4日付け 笠岡市長から総務大臣宛  
ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書
  - イ 令和2年9月24日付け 総務大臣から笠岡市長宛  
ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について（通知）
  - ウ 令和3年7月21日付け 笠岡市長から総務大臣宛  
ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書
  - エ 令和3年9月17日付け 総務大臣から笠岡市長宛  
ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について（通知）
  - オ 令和4年7月21日付け 笠岡市長から総務大臣宛  
ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書
  - カ 令和4年9月22日付け 総務大臣から笠岡市長宛  
ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について（通知）
  - キ 令和5年7月19日付け 笠岡市長から総務大臣宛  
ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書
  - ク 令和5年9月28日付け 総務大臣から笠岡市長宛  
ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について（通知）

市が提出した「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書」に対して、総務省からの通知「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について（通知）」により指定対象期間において基準に適合する地方団体として指定されている。

- (4) 各年度における「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書」（以下「申出書」）における記載について
- ア 経費の割合について

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定において、募集適正基準に関する申出事項の適合性判断の項目の一つに募集経費を5割以下とすることについての項目があり、笠岡市はこれに適合して募集を実施するとしている。

なお、申出書では、当年10月から翌年9月までのふるさと納税の指定対象期間に受領する寄附金の見込額及びその募集に要する費用の見込額について記載することとしている。

笠岡市は、指定対象期間における寄附金見込額及びその募集に要する費用の見込額から算出されるふるさと納税の募集経費の割合を50%以下としている。

(表－3) 申出書に記載のふるさと納税の募集に要する費用の見込額及び割合等の数値

(単位：千円，%)

申出書		令和2年8月4日	令和3年7月21日	令和4年7月21日	令和5年7月19日	
指定対象期間		令和2年10月から令和3年9月まで	令和3年10月から令和4年9月まで	令和4年10月から令和5年9月まで	令和5年10月から令和6年9月まで	
ふるさと納税の寄附金（見込額）	(A)	800,000	800,000	800,000	800,000	
ふるさと納税の募集に要する費用の合計（見込額）	(B)	395,015	399,507	398,155	387,522	
内 訳	(a) 返礼品等の調達に係る費用	(1)	228,000	234,433	224,768	162,535
	(b) 返礼品等の送付に係る費用	(2)	69,600	79,308	74,357	67,666
	(c) 広報に係る費用	(3)	6,000	7,340	11,682	4,000
	(d) 決済等に係る費用	(4)	66,400	52,800	52,036	2,842
	(e) 事務に係る費用	(5)	24,985	25,596	35,282	150,479
	(f) その他の費用	(6)	30	30	30	—
募集に要する費用の割合 (%)	(C) = (B)/(A)	49.4%	49.9%	49.8%	48.4%	

## イ 募集に要した費用の割合

申出書には、提出年の前年度の決算見込における募集に要した費用の割合を記載している。笠岡市は令和2年度及び3年度の決算見込において50%を超えた。

(表－4) 申出書に記載のふるさと納税の募集に要した費用の決算見込額及び割合等の数値

(単位：千円，%)

申出書		令和3年7月21日	令和4年7月21日	令和5年7月19日	
年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
ふるさと納税の寄附金（決算見込額）	(A)	508,821	600,394	405,477	
ふるさと納税の募集に要した費用の合計（決算見込額）	(B)	290,543	310,593	197,849	
内 訳	(a) 返礼品等の調達に係る費用	(1)	150,708	169,425	117,998
	(b) 返礼品等の送付に係る費用	(2)	50,796	50,873	38,802
	(c) 広報に係る費用	(3)	5,911	8,701	6,083



	(d) 決済等に係る費用	(4)	48,307	56,420	1,366
	(e) 事務に係る費用	(5)	24,751	25,144	33,600
	(f) その他の費用	(6)	10,070	30	0
募集に要した費用の割合 (%)		(C) = (B)/(A)	57.1%	51.7%	48.8%

ウ ふるさと納税の募集に要した費用についての改善方策等

決算見込において募集に要した費用の割合が50%を超えている団体は、募集に要した費用についての改善方策等を提出することとされており、笠岡市はこの要因・理由についての見解及び50%以下とするために講じた（又は講じる予定の）改善方策等を記載し提出した。

申出書に記載の内容は以下のとおりである。

ア) 令和3年7月21日付け申出書

1 ふるさと納税の寄附金（決算見込額）に対してふるさと納税の募集に要した費用の合計（決算見込額）の割合が50%を超えた要因・理由について笠岡市の見解

返礼品の内「米」については、市内稲作農家経営支援施策として、毎年6月の早い時期にその年にできる米の買取価格を決定し、市内農家から「ふるさと納税米」として買取を行っています。買取価格については、農協買取価格や市況よりも高値で買取をすることにより、稲作農家にとっては、作付け計画も立てやすく、また、所得の一部が担保されるという、営農の安定に寄与している。しかし、コロナ禍の中、昨年の春以降の度重なる「緊急事態宣言」の発令以降、飲食店などへの営業自粛要請や市民、国民の外出自粛行動などにより、外食産業等が低迷し、大打撃を受け、同時に、サプライチェーンの繋がりの中で、全国にお米がダブつき、米の取引価格も下がり、「ふるさと納税米」に関しても、初めて、市内農家から買取った量に対して返礼品として提供する量が下回る状況となった。全国的な米余りの中、生鮮食品である米の価格も下落が続くと判断から、余剰米を市場価格で売却したところ、買取価格と売却価格に差額が生じ、『寄附金額に直結しない経費が発生』した。また、関連して、発注した米袋や段ボール等の資材も残ったため、予定していない返礼品に関する経費が増加した。これらの経費はその他の費用に計上している。

寄附額を8億円と見込んでいたが、結果的に5億円と見込みよりも大幅に減少したため、固定費である事務に係る費用（主に人件費）の割合が高くなった。

2 指定対象期間（令和3年10月から令和4年9月までの期間）において、50%以下とするために講じた（又は講じる予定の）改善方策

（改善方策）

令和3年産米についても、米の市場価格の下落が予想されており、余剰米が生じないように、令和3年産米の買取価格を適正な買取価格とし、また買取数量を制限する。

寄附額の増加を図るとともに、人員体制の見直しも行う。

イ) 令和4年7月21日付け申出書

1 ふるさと納税の寄附金（決算見込額）に対してふるさと納税の募集に要した費用の合計（決算見込額）の割合が50%を超えた要因・理由について笠岡市の見解

寄附額を8億円と見込んでいたが、結果的に6億円と見込みよりも減少したため、固定費である事務に係る費用（主に人件費）の割合が高くなりました。固定費に占める人件費割合は95.6%です。

また、返礼品において「農林水産物」が多いことに加え、告示第5条第8号口に規定されている「岡山県内共通返礼品」である「果物」の取扱いを積極的に推進したため「クール便」「冷凍便」の使用が多くなり、配送に係る経費が増大してしまいました。その結果、経費割合が50%を超えてしまいました。

2 指定対象期間（令和4年10月から令和5年9月までの期間）において、50%以下とするために講じた（又は講じる予定の）改善方策

（改善方策）

令和3年度は経費削減に努めたところ、令和2年度に比べ減額することができました。今後も、魅力的な返礼品開発や効果的なPRをすることで全体の寄附額の増加を図るとともに、経費については、更に人員体制の見直しや、配送面においても入札制度に努める外、「クール便」「冷凍便」の使用時期等を検証するなど、配送経費の削減に努めて参ります。

エ 返礼品について

笠岡市は、申出書の返礼品等の提出に関する申出事項に、返礼割合3割以下基準及び地場産品基準に適合する返礼品を提供するとしている。

（表－5）返礼品の分類（地場産品類型）における返礼品等の数等（予定）

（単位：件）

指定対象 地場 産品類型	令和2年10月～ 令和3年9月	令和3年10月～ 令和4年9月	令和4年10月～ 令和5年9月	令和5年10月～ 令和6年9月
1	138	118	130	97
2	3	0	0	4
3	99	153	212	191
4	0	0	0	0
5	0	0	0	7
6	0	0	0	2
7	11	18	15	16
8 イ	0	0	0	1
8 ロ	0	0	0	0

8 ハ	58	74	73	63
9	0	0	0	0
計	309	363	430	381
返礼品等のうち最も高い返礼割合 (%)	30.0	30.0	30.0	20.0
返礼品等のうち最も低い返礼割合 (%)	16.7	16.7	16.7	20.0
返礼品等のうち最も高い調達費用 (円)	92,000	92,000	600,000	104,500
返礼品等のうち最も低い調達費用 (円)	500	500	500	1,078

【地場産品類型】

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 4 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことによ

り、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

(表－6) 返礼品の分類(地場産品類型)における返礼品等の数等(確定)

(単位：件)

指定対象 地場 産品類型	令和2年10月～ 令和3年9月	令和3年10月～ 令和4年9月	令和4年10月～ 令和5年9月	令和5年10月～ 令和6年9月
1	138	116	130	94
2	3	0	0	4
3	98	155	204	188
4	0	0	0	0
5	0	0	0	7
6	0	0	0	2
7	12	18	15	16
8 イ	0	0	0	1
8 ロ	0	0	0	0
8 ハ	58	74	73	63
9	0	0	0	0
計	309	363	422	375

「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(平成31年4月1日 総税市第17号)に示された地場産品基準の基本的な考え方は以下のとおりである。

「ふるさと納税は、住所地団体へ納める個人住民税の一部をふるさと等へ実質的に移転させる効果を持つ制度であることから、寄附金の使い途も高い公益性が求められるものであり、返礼品等を提供する場合も、当該返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要である。したがって、返礼品等を提供する場合には、「当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの」(以下「地場産品」という。)とすることとしている。

これを踏まえ、告示(注)第5条各号は、当該地方団体において地域経済の活性化につながっているか、当該地方団体の区域内において付加価値が生じているか、という観点から定めたものであり、各地方団体においては、そうした趣旨に沿って個別の判断を行うこと。」(以下略)

(注 告示：平成31年総務省告示第179号)

(5) 総務省ふるさと納税ポータルサイト

総務省ふるさと納税ポータルサイト上の関連資料による笠岡市の決算見込の状況は以下のとおりである。

(表-7) ふるさと納税に関する現況調査等における決算見込の状況

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
受入れた寄附件数(件)	(A)	37,906	42,987	29,664	
ふるさと納税の受入額の実績(円)	(B)	509,003,064	600,393,500	405,477,000	
ふるさと納税の募集や受入等に伴う費用(決算見込額)(円)	(C)	317,345,531	325,933,138	197,850,020	
内訳	(a) 返礼品等の調達に係る費用(円)	(1)	169,187,981	169,425,179	117,998,359
	(b) 返礼品等の送付に係る費用(円)	(2)	56,400,264	50,873,937	38,801,577
	(c) 広報に係る費用(円)	(3)	5,911,730	8,701,000	6,083,407
	(d) 決済等に係る費用(円)	(4)	48,307,495	56,420,657	1,366,123
	(e) 事務に係る費用(円)	(5)	37,508,061	40,482,365	33,600,554
	(f) その他の費用(円)	(6)	30,000	30,000	0
受入額に占める費用の割合(%)	(D) = (C)/(B)	62.3	54	49	

(ふるさと納税に関する現況調査等における各年度決算見込の状況から作成)

(6) 歳入歳出決算の状況

ア 決算書等の記載値等

笠岡市一般会計歳入歳出決算書付属書類 歳入歳出事項別明細書における各年度の決算額等は以下のとおりである。

(表-8) ふるさと納税に関する決算額

(単位:円)

歳入		令和2年度	令和3年度	令和4年度
ふるさと笠岡思民寄附金	(A)	508,821,064	600,393,500	405,477,000
企業版ふるさと納税寄附金	(B)	8,200,000	2,300,000	8,000,000
ふるさと笠岡思民基金繰入金(基金取崩し額)	(C)	303,253,760	169,934,206	242,206,140

歳出		令和2年度	令和3年度	令和4年度
ふるさと納税推進事業費	(D)	508,857,574	600,433,337	405,686,593
会計年度任用職員報酬	(1)	4,570,830	4,552,020	4,818,690

内 訳	会計年度任用職員期末手当	(2)	1,019,286	1,007,272	983,640
	社会保険料	(3)	873,469	894,322	763,347
	会計年度任用職員共済組合負担金	(4)	—	—	156,093
	ふるさと笠岡思民寄附記念品料	(5)	157,717,160	158,665,716	136,335,023
	プロポーザル審査委員報償費	(6)	6,600	—	—
	普通旅費	(7)	2,760	6,040	422,530
	会計年度任用職員費用弁償	(8)	73,200	64,800	64,800
	消耗品費	(9)	5,718,999	4,235,891	2,826,467
	印刷製本費	(10)	535,700	2,446,950	3,392,114
	食糧費	(11)	3,801	—	—
	通信運搬費	(12)	47,080,579	54,182,237	44,283,206
	手数料	(13)	68,943,543	68,166,798	55,392,856
	ふるさと納税管理システム運用委託料	(14)	363,000	363,000	363,000
	ポータルサイト画像等作成委託料	(15)	2,992,000	—	—
	ふるさと納税広告運用委託料	(16)	2,919,730	—	—
	庁用器具費	(17)	129,800	—	—
	ポータルサイト広告委託料	(18)	—	6,765,000	—
	ポータルサイト広告等委託料	(19)	—	—	5,907,000
	ふるさと納税自治体連合負担金	(20)	30,000	30,000	30,000
	ふるさと笠岡思民基金積立金	(21)	215,877,117	299,053,291	149,947,827
	職員給与費（ふるさと寄附課正職員）	(E)	24,358,474	24,802,116	24,676,020
ふるさと笠岡思民基金積立金（基金利息積立）	(F)	212,585	52,829	52,013	
ふるさと納税事業費 計 (G) = (D) + (E) + (F)	(G)	533,428,633	625,288,282	430,414,626	
うち基金積立金を除いた額 (H) = (G) - (21) - (F)	(H)	317,338,931	326,182,162	280,414,786	
ふるさと納税事業費に占める割合 (%) (I) = (H) / (G)	(I)	59.5	52.2	65.1	
うち基金積立金及び職員給与費 （ふるさと寄附課正職員）を除いた額 (J) = (H) - (E) = (G) - (21) - (F) - (E)	(J)	292,980,457	301,380,046	255,738,766	
ふるさと納税事業費に占める割合 (%) (K) = (J) / (G)	(K)	54.9	48.2	59.4	
寄附金に占める積立金の割合 (L) = (21) / (A)	(L)	42.4	49.8	37.0	

イ 決算説明書における「ふるさと納税推進事業」に関する記載

決算説明書における主要な施策の成果に関する説明は以下のとおりである。

(表－9) 令和2年度 決算説明書における主要な施策の成果に関する説明 (単位：千円)

(項) 目	主要事業名 又は施設名	決算額 (財源内訳)	事業内容	事業実施による成果
一 般 管 理 費	ふるさと納 税推進事業	508,858 県支出金 18 寄附金 508,821 諸収入 19	ふるさと笠岡思民寄附の推進を図るため、返礼品の拡充を行うとともに、ふるさと納税ポータルサイト「G-Call」と新たに契約し、計7つのサイトを利用して寄附を募った。  記念品料 157,717 記念品送料 41,976 会計年度任用職員報酬 4,571 会計年度任用職員期末手当 1,019 会計年度任用職員費用弁償 73 社会保険料 873 手数料 68,944 委託料 6,275 負担金 30 旅費 3 事務費 11,500 積立金 215,877	納税ポータルサイトを通して多くの寄附が集まり、寄附金額が4年連続で5億円を超えるとともに、市内の特産品を送ることで、市内事業者の活性化及び本市のPRにつながった。 寄附金を次年度以降における寄附金活用事業の経費に充当するため、ふるさと笠岡思民基金に積み立て、寄附金を適正に管理することができた。 (令和2年度寄附金額) 寄附件数 37,898件 寄附金額 508,821 【参考】企業版ふるさと納税寄附金額 寄附件数 3件 寄附金額 8,200  (ふるさと岡山応援寄附金市町村応援交付金) 18

(表－10) 令和3年度 決算説明書における主要な施策の成果に関する説明 (単位：千円)

(項) 目	主要事業名 又は施設名	決算額 (財源内訳)	事業内容	事業実施による成果
一 般 管 理 費	ふるさと納 税推進事業	600,433 県支出金 30 寄附金 600,393 諸収入 10	ふるさと笠岡思民寄附の推進を図るため、返礼品の拡充を行うとともに、ふるさと納税ポータルサイト「ANAのふるさと納税」等と新たに契約し、計9つのサイトを利用して寄附を募った。  記念品料 158,666 記念品送料 46,231 会計年度任用職員報酬 4,552 会計年度任用職員期末手当 1,007 会計年度任用職員費用弁償 65 社会保険料 894 手数料 68,167 委託料 7,128 負担金 30 旅費 6 事務費 14,634 積立金 299,053	納税ポータルサイトを通して多くの寄附が集まり、寄附金額が5年連続で5億円を超えるとともに、市内の特産品を送ることで、市内事業者の活性化及び本市のPRにつながった。 寄附金を次年度以降における寄附金活用事業の経費に充当するため、ふるさと笠岡思民基金に積み立て、寄附金を適正に管理することができた。 (令和3年度寄附金額) 寄附件数 42,998件 寄附金額 600,393 【参考】企業版ふるさと納税寄附金額 寄附件数 2件 寄附金額 2,300  (ふるさと岡山応援寄附金市町村応援交付金) 30

(表-11) 令和4年度決算説明書における主要な施策の成果に関する説明 (単位:千円)

(項) 目	主要事業名 又は施設名	決算額 (財源内訳)	事業内容	事業実施による成果
一 般 管 理 費	ふるさと納 税推進事業	405,687	ふるさと笠岡思民寄附の推進を図るため、返礼品の拡充を行うとともに、ふるさと納税ポータルサイト「JREMALLふるさと納税」等と新たに契約し、計11サイトを利用して寄附を募った。 記念品料 136,335 記念品送料 44,283 会計年度任用職員報酬 4,819 会計年度任用職員期末手当 984 会計年度任用職員費用弁償 65 会計年度任用職員共済組合負担金 156 社会保険料 763 手数料 55,393 委託料 6,270 負担金 30 旅費 422 事務費 6,219 積立金 149,948	納税ポータルサイトを通して多くの寄附が集まり、寄附金額が6年連続で4億円を超えるとともに、市内の特産品を送ることで、市内事業者の活性化及び本市のPRにつながった。 寄附金を次年度以降における寄附金活用事業の経費に充当するため、ふるさと笠岡思民基金に積み立て、寄附金を適正に管理することができた。 (令和4年度寄附金額) 寄附件数 29,664件 寄附金額 405,477 【参考】企業版ふるさと納税寄附金額 寄附件数 1件 寄附金額 8,000 (ふるさと岡山応援寄附金市町村応援交付金) 41
		県支出金 41		
		寄附金 405,477		
		諸収入 13		
		一般財源 156		

## (7) 令和5年度における事業費

ふるさと納税事業の令和5年度当初予算額等は以下のとおりである。

(表-12) ふるさと納税事業に関する令和5年度当初予算額等 (単位:千円)

歳入		当初予算
ふるさと笠岡思民寄附金	(A)	800,000
ふるさと笠岡思民基金繰入金(基金取崩し額)	(B)	263,411

企業版ふるさと納税寄附金の計上はない。

歳出		当初予算	
ふるさと納税推進事業費	(C)	800,000	
内 訳	会計年度任用職員報酬	(1)	4,819
	会計年度任用職員期末手当	(2)	1,000
	社会保険料	(3)	610
	会計年度任用職員共済組合負担金	(4)	362
	ふるさと笠岡思民寄附記念品料	(5)	224,774
	普通旅費	(6)	443
	会計年度職員費用弁償	(7)	65
	消耗品費	(8)	8,526
	印刷製本費	(9)	882
	通信運搬費	(10)	70,676



	手数料	(11)	129,620
	ふるさと納税管理システム運用委託料	(12)	363
	パンフレットデザイン作成委託料	(13)	575
	ポータルサイト広告等委託料	(14)	7,260
	ふるさと納税自治体連合負担金	(15)	30
	ふるさと笠岡思民基金積立金	(16)	349,995
	職員給与費（ふるさと寄附課正職員）	(D)	24,780
	ふるさと笠岡思民基金積立金（基金利息積立）	(E)	72
	ふるさと納税事業費 計 (F) = (C) + (D) + (E)	(F)	824,852
	うち基金積立金を除いた額 (G) = (F) - (16) - (E)	(G)	474,785
	ふるさと納税事業費に占める割合 (%) (H) = (G) / (F)	(H)	57.6
	うち基金積立金及び職員給与費（ふるさと寄附課正職員）を除いた額 (I) = (G) - (D) = (F) - (16) - (E) - (D)	(I)	450,005
	ふるさと納税事業費事業費に占める割合 (%) (J) = (I) / (F)	(J)	54.6
	寄附金に占める積立金の割合 (%) (K) = (16) / (A)	(K)	43.7

(8) 寄附の方法

寄附の方法は以下のとおりである。

(表-13) 寄附の方法

(単位：件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
寄附件数	37,895	42,998	29,664	20,175	
寄附方法の内訳	ふるさとチョイス	5,942	14,985	5,335	2,252
	楽天	23,250	14,948	13,114	14,668
	ふるなび	1,421	1,197	1,478	839
	ふるさとプレミアム	271	194	93	76
	さとふる	6,058	10,366	8,355	1,774
	au PAY	284	172	162	53
	G-Call	515	801	849	286
	ANA	—	150	146	110
	ふるさとパレット	—	14	7	9

	JRE MALL	—	—	32	41
	セゾンのふるさと納税	—	—	0	26
2 その他	郵送など	154	171	93	41

(令和5年度は9月末の実績)

(9) ふるさと笠岡思民基金

ふるさと笠岡思民基金残高の推移は以下のとおりである。

(表-14) ふるさと笠岡思民基金残高の推移 (単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度末現在高	288,925	175,724	300,256
決算年度中増減高	△113,201	124,532	△81,086
決算年度末現在高	175,724	300,256	219,170
出納整理期間中増減高	49,218	53,859	42,737
5月31日現在高(出納整理期間終了時)	224,942	354,115	261,907

(笠岡市一般会計，特別会計歳入歳出決算書附属書類 3財産に関する調書 4基金)

(10) ふるさと笠岡思民寄附金の使途の指定状況及び使途内訳

ア ふるさと笠岡思民寄附金の使途の指定状況は以下のとおりである。

(表-15) ふるさと笠岡思民寄附金の使途の指定状況 (単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 事業を指定しない	256,354	313,367	223,472	144,315
2 カブトガニに関する事業	45,688	51,529	33,968	22,930
3 笠岡諸島に関する事業	36,944	33,614	23,958	13,786
4 笠岡湾干拓地に関する事業	9,564	12,030	8,407	5,112
5 笠岡っ子の文化・スポーツに関する事業	89,799	124,022	90,106	80,513
6 笠岡の歴史と伝統文化の保存に関する事業	9,927	15,412	12,029	8,395
7 地域コミュニティとの協働に関する事業	11,195	13,387	10,146	8,304
8 新型コロナウイルスの対策及び支援に対する事業	48,912	36,782	3,392	141
9 その他	356	250	50	22
計	508,739	600,393	405,528	283,518

(厚生産業委員会協議会報告案件資料及び同配信資料より。令和5年度は令和5年9月末現在)

イ ふるさと笠岡思民寄附金（基金繰入金）の用途

ふるさと笠岡思民基金繰入金として、基金から取り崩して事業の財源にあてた寄附金の用途を市ホームページで公表している。基金から取り崩した寄附金の用途は次のとおりである。

（表－16）ふるさと笠岡思民基金繰入金の用途内訳

（単位：円）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
ふるさと笠岡市民基金繰入金 計	303,253,760	169,934,206	242,206,140	
1 カブトガニに関する事業	26,000,000	20,324,000	19,192,000	
2 笠岡諸島に関する事業	24,272,090	18,525,230	11,429,667	
3 笠岡湾干拓地に関する事業	3,500,000	4,900,000	4,269,000	
4 笠岡っ子の育成に関する事業	141,450,000	71,340,000	113,600,000	
5 笠岡の歴史と伝統文化の保存に関する事業	6,811,370	3,424,000	5,923,727	
6 地域コミュニティとの協働に関する事業	30,494,000	14,254,195	37,661,199	
7 その他	70,726,300	37,166,781	50,130,547	
その 他 の 内 訳	7-1 観光に関する事業	12,994,300	10,499,781	2,648,000
	7-2 福祉に関する事業	19,000,000	17,616,000	24,276,000
	7-3 企業立地・中小企業支援事業	3,000,000	—	—
	7-4 図書館整備事業	11,000,000	5,000,000	8,025,000
	7-5 市制施行70周年記念事業（70周年記念映像作成事業など全17事業）	—	—	7,195,000
	7-6 国際交流事業（マレーシア・コタバル市友好親善訪問事業など全2事業）	—	—	4,300,000
	7-7 Vリーグ女子バレーボール笠岡大会事業	—	—	3,009,050
	7-8 農業振興に関する事業	4,032,000	10,000	626,560
	7-9 災害対策事業（令和2年度に発生した災害の応急復旧工事）	2,800,000	—	—
	7-10 新型コロナウイルスの対策及び支援に対する事業	16,000,000	4,041,000	—
	7-11 自然・動物保護に関する事業（猫のペットマナー啓発看板購入など全2事業）	—	—	45,937
	7-12 友好都市縁組30周年記念事業	1,900,000	—	—
	7-13 防災に関する事業（自主防災活動活性化総合支援事業）	—	—	5,000

(11) ふるさと納税の市の収支への影響

市におけるふるさと納税の受領額及び市民税の控除額の実績は以下のとおりである。

ア 受領額の実績

(表-17) 受領額の実績額 (市の収支にプラスの影響を与える部分)

(単位: 件, 円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市への寄附件数	37,413	43,904	30,348	24,189
市への寄附額 (a)	513,659,500	609,945,500	413,310,000	340,184,000

各年度は1月から12月までの寄附実績を集計。令和5年度は、令和5年1月から10月までの寄附実績を集計。

イ 控除額の実績

(表-18) 控除額の実績額 (市の収支にマイナスの影響を与える部分)

(単位: 件, 円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
寄附金控除適用者数	781	1,097	1,477	1,764
寄附金額	61,384,520	77,581,100	95,442,804	115,046,850
控除額	42,981,428	58,712,978	74,609,038	91,579,475
うち県民税分	17,192,604	23,485,249	29,843,704	36,631,892
うち市町村民税分 (b)	25,788,824	35,227,729	44,765,334	54,947,583

各年度は、それぞれ前年の1月から12月までにされた寄附のうち、寄附金控除の申告があった「都道府県・市区町村に対する寄附金」を集計。寄附金を受領した自治体ごとの集計ではなく、寄附者の居住する自治体ごとの集計。

ウ ふるさと納税制度による市の収支への影響

(表-19) ふるさと納税制度による市の収支への影響額

(単位: 円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
差引 (c)=(a)-(b)	487,870,676	574,717,771	368,544,666	285,236,417

(12) 経費率の見直しについて

ア 総務省からの通知

総務省自治税務局市町村税課から笠岡市あてに以下の内容で通知があった。「ふるさと納税制度における経費総額5割以下基準の適正な運用について」(令和4年9月22日 総税市第86号)

「本日、令和4年10月1日から始まる指定対象期間に係る大臣指定の通知を行っ

たところですが、貴団体は、令和2年度及び令和3年度において、寄附金の募集に要した費用の額の合計額が寄附金受領額の合計額の5割を超えています。

今後も同様の状況が続く場合には、平成31年総務省告示第179号第2条第2号に定める基準に適合しないものとして、指定が困難となるおそれがありますので、今回の指定対象期間においては、指定の申出の際に提出のあった改善方策等を実施の上、寄附金の募集に要する費用の額の合計額が確実に寄附金受領額の合計額の5割以下となるよう適切に御対応願います。

また、本年度末を目途に、その対応状況について調査する予定ですので、御承知おきください。」(以下 略)

#### イ 岡山県による実地調査

令和4年11月8日に笠岡市役所産業部会議室において、ふるさと寄附課は岡山県県民生活部市町村課税制班によるヒアリング調査を受けた。寄附金の募集に要した費用に係る経費削減の取り組み状況の確認や、総務省への報告に際しての同費用に係る削減可能額等について調査担当者から助言があった。

これにより、ふるさと寄附課では、既報告の令和2年度及び3年度のふるさと納税の募集に要した費用を見直して削減可能なものを除外して修正値とした。

募集に要した費用の割合を令和2年度は57.1%から5.6%減少して51.5%に、令和3年度は51.7%から3.4%減少して48.3%に修正した。

修正内容は以下のとおりである。

(表-20) 令和3年申出書における前年度(令和2年度)に受領した寄附金及びその募集に要した費用の見直しによる修正数値 (単位:千円, %)

年度		令和2年度		
寄附金及びその募集に要した費用		報告数値 (修正前)	修正数値	削減額
ふるさと納税の寄附金(決算見込額) (A)		508,821	508,821	0
ふるさと納税の募集に要した費用の合計(決算見込額) (B)		290,543	261,873	△28,670
内 訳	(a) 返礼品等の調達に係る費用	150,708	150,708	0
	(b) 返礼品等の送付に係る費用	50,796	49,195	△1,601
	(c) 広報に係る費用	5,911	5,911	0
	(d) 決済等に係る費用	48,307	48,307	0
	(e) 事務に係る費用	24,751	4,453	△20,298
	(f) その他の費用	10,070	3,299	△6,771
募集に要した費用の割合(%) (C) = (B) / (A)		57.1%	51.5%	△5.6%
削減根拠				

(b) 返礼品等の送付に係る費用 △1,601	笠岡産米を市場に売却したことに伴う買取経費（手数料）
(e) 事務に係る費用 △20,298	企業版ふるさと納税の兼務に係る正職員3名の人件費
(f) その他の費用 △6,771	笠岡産米を市場に売却したことに伴う買取経費（玄米代）
削減計 △28,670	

（表－21）令和4年申出書における前年度（令和3年度）に受領した寄附金及びその募集に要した費用の見直しによる修正数値（単位：千円，%）

決算年度		令和3年度		
寄附金及びその募集に要した費用		報告数値 (修正前)	修正数値	削減額
ふるさと納税の寄附金（決算見込額） (A)		600,394	600,394	0
ふるさと納税の募集に要した費用の合計（決算見込額） (B)		310,593	290,134	△20,459
内 訳	(a) 返礼品等の調達に係る費用	169,425	169,425	0
	(b) 返礼品等の送付に係る費用	50,873	50,873	0
	(c) 広報に係る費用	8,701	8,701	0
	(d) 決済等に係る費用	56,420	56,420	0
	(e) 事務に係る費用	25,144	4,685	△20,459
	(f) その他の費用	30	30	0
募集に要した費用の割合 (%) (C) = (B) / (A)		51.7%	48.3%	△3.4%
削減根拠				
(e) 事務に係る費用 △20,459	企業版ふるさと納税の兼務に係る正職員3名の人件費			
削減計 △20,459				

#### ウ 総務省への報告

市は、「令和5年4月14日 岡山県笠岡市発 総務省宛 説明書 ふるさと納税制度における経費総額5割以下基準の適切な運用に関する対応状況調査について」により、上記「ア」において言及のあった、令和3年度及び令和4年度に提出した申請書中で寄附金の募集に要した費用の額の合計額が寄附金受領額の合計額の5割を超えていたことについての対応状況調査における見直し結果及び改善策を総務省へ報告した。

見直しでは、「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて（通知）」（総務省通知）で例示された、「募集に要する費用」に該当しない費用として「寄附金に係る受領証の発行事務に係る費用，ワンストップ特例に係る申請書の受付事務に係る費用（当該事務を電子化するために要する費用を含む。），ふるさと納税以外の業務も兼任している職員に係る人件費については、「募集に要する費用」には該当し

ないものと考えられる。」に該当する費用を除いた。

報告内容の概要は以下のとおりである。

法令を再確認し適正な積算基準による再計算により、募集に要する費用は令和2年度決算では48.7%、令和3年度決算では46.2%であった。改善策は以下のとおりである。

- ・ 予算編成時においては、募集費用総額が確実に5割以下となるよう計画。
- ・ 配送経費や広告費などは入札により経費の削減に努める。
- ・ 夏期の果物の配送においては、「クール便」「冷凍便」の使用を最小限に調整する。
- ・ 返礼品の発送時には寄附者へ配送状況メールを通知し、不在による返礼品の傷みを解消する。
- ・ 市内産米を直接買上げ、中間経費を削減して返礼品として配送する。
- ・ 全国的に余剰米が発生する中、買取り価格の調整や数量の制限などにより経費の削減に努める。
- ・ メールを効果的に活用し、挨拶状の発送や広告に係る費用等を削減する。
- ・ 地場産業を育成し、魅力的な返礼品開発による寄附の増加に努める。
- ・ 入札制度を確実に実施していく。
- ・ 個別の寄附設定額の変更を視野に入れて経費率の削減に努める。

(表-22) 令和3年度 (R3.4/1~R4.3/31)に係る募集に要した費用 (対応状況調査報告)

(単位:千円,%)

ふるさと納税の寄附金 (受入額) (A)	600,376,000	
ふるさと納税の募集に要する費用の合計 (決算額) (B)	277,355,067	
内訳	(a) 返礼品等の調達に係る費用	173,374,039
	(b) 返礼品等の送付に係る費用	54,606,876
	(c) 広報に係る費用	7,733,000
	(d) 決済等に係る費用	3,839,039
	(e) 事務に係る費用	37,802,113
	(f) その他の費用	0
募集に要した費用の割合 (%) (C) = (B) / (A)	46.2%	

#### エ 経費率の変遷について

経費率の変遷は以下のとおりである。

総務省対応状況報告により報告した数値は、総務省ふるさと納税ポータルサイト上に掲載されていない。

(表-23) 経費率の変遷

(単位：%)

	申出書	岡山県ヒアリング調査（令和4年11月8日）・市議会 全員協議会報告（令和5年 2月22日）	総務省への報告（令和5年 4月14日）・厚生産業委員 会協議会報告（令和5年5 月11日）
令和2年度決算	57.1	51.5	48.7
令和3年度決算	51.7	48.3	46.2

## (13) 寄附金の管理等

条例及び規則に定められた台帳等の整備状況は以下のとおりである

- ア 寄附金台帳は、「台帳ふるさと管理システム」により台帳を整備し電子的に管理している。
- イ 基金の処分の経過の記録は、決算書事項別明細書等の本件事業該当箇所の写しを記録としている。
- ウ 寄附金受け入れ拒否又は又は受納した寄附金を返還した場合のその理由及び経過の記録については該当事例が発生していないため、記録はない。

## (14) 寄附金の活用状況の公表

条例及び規則では、前年度分の寄附金の活用状況の公表を毎年6月30日までに市広報紙及び市ホームページ等により行うものとしている。公表の状況は以下のとおりである。

## ア 市広報紙への掲載

「ふるさと納税活用実績報告」

- ・令和2年度分 広報かさおか令和3年9月号 令和3年9月1日発行
- ・令和3年度分 広報かさおか令和4年8月号 令和4年8月1日発行
- ・令和4年度分 広報かさおか令和5年9月号 令和5年9月1日発行

## イ 市ホームページへの掲載

「寄附金の活用状況」

- ・ふるさと笠岡思民寄附の実績報告（令和2年度） 2021年6月30日更新
- ・ふるさと笠岡思民寄附の実績報告（令和3年度） 2022年6月30日更新
- ・ふるさと笠岡思民寄附の実績報告（令和4年度） 2023年6月30日更新

## (15) 寄附金募集に要する費用について

ふるさと納税制度における寄附金募集に要する費用について寄附額の5割以下とすることに關しては以下のとおりである。

- ・平成31年総務省告示第179号（平成31年4月1日）

## 第2条

- 2 各年度において第1号寄附金の募集に要した費用の額の合計額が、当該各年



度において受領した第1号寄附金の額の合計額の100分の50に相当する金額以下であること。ただし、各年度において受領した第1号寄附金の額の合計額が少ないことその他のやむを得ない事情があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

- ・ふるさと納税に係る指定制度の運用について（平成31年4月1日総税市第17号 総務省自治税務局市町村税課長発 各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長宛）  
貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

「3. 募集に要した費用等

（1）募集に要した費用の額の算定（告示第2条第2号関係）

「募集に要した費用の額」（告示第2条第2号）は、ふるさと納税の募集に関する費用全体を対象とするものであって、例えば、以下に掲げる費用を支出した際には、これらの金額を含めること。

返礼品等の調達に係る費用	返礼品等の調達費用、公共施設等の入場を返礼品等とする場合における公共施設等の入場料 等
返礼品等の送付に係る費用	返礼品等の運送料、梱包費用 等
広報に係る費用	新聞広告の掲載に係る費用、インターネット広告の掲載に係る費用 等
決済等に係る費用	インターネット上のクレジットカード決済の手数料、金融機関の取扱い手数料 等
事務に係る費用	ふるさと納税の専任職員の人件費、返礼品等に係る情報をポータルサイトに掲載するための運営事業者に対する委託料 等

」

- ・平成31年総務省告示第179号（平成31年4月1日 改正令和5年6月27日）  
第2条

2 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の16第2項に規定する指定対象期間（同条第3項又は第4項の規定により法第37条の2第3項及び第314条の7第3項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、地方税法施行規則第1条の16第5項に規定する指定対象期間）において第1号寄附金の募集に要する費用（法附則第7条第2項に規定する申告特例の求めに関する事務、第1号寄附金の受領を証する書類に関する事務など、当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。）の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第1号寄附金の額の合計額の100分の50に相当する金額以下であること。

- ・ふるさと納税に係る指定制度の運用について（令和5年6月27日 総税市第65号 総務省自治税務局市町村税課長発 各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長宛）

### 「3. 募集に要する費用等

#### (1) 募集に要する費用の額の算定（告示第2条第2号関係）

「募集に要する費用の額」（告示第2条第2号）は、ふるさと納税の募集に要する費用全体を対象とするものであって、以下に掲げる費用の支出を予定している場合には、これらの金額を含めること。なお、事務に係る費用の欄に示しているように、当該募集に要する費用の対象に、ワンストップ特例に関する事務や寄附金受領証に関する事務など、募集に付随して生ずる事務に要する費用も追加されていることに留意すること。

また、寄附金のうち、少なくとも半分以上は寄附先の地方団体のために使われるべきという、指定制度創設時からの理念を踏まえ、広報に係る費用や各種委託費用等の縮減に努めるとともに、ワンストップ特例に関する事務等のデジタル化等により、事務に係る費用の縮減に努めること。

返礼品等の調達に係る費用	返礼品等の調達費用、公共施設等の入場を返礼品等とする場合における公共施設等の入場料 等
返礼品等の送付に係る費用	返礼品等の運送料、梱包費用 等
広報に係る費用	新聞広告の掲載に要する費用、インターネット広告の掲載に要する費用 等
決済等に係る費用	インターネット上のクレジットカード決済の手数料、金融機関の取扱い手数料 等
事務に係る費用	ふるさと納税の専任職員及び兼任職員（ふるさと納税の業務に従事する部分）の人件費、返礼品等に係る情報をポータルサイトに掲載するための運営事業者に対する委託料、ワンストップ特例に関する事務や寄附金受領証に関する事務に要する費用 等

」

#### (16) 返礼品の調達について

市は、ふるさと納税への返礼品を扱う「ふるさと笠岡思民寄附金パートナー事業者」（以下「事業者」）を募集している。応募者は、商品名、商品金額等を記載した事業者申込書（以下「申込書」）を市に提出する。市は、申込書の記載内容を審査し、地場産品基準に適合しているかを確認する。決定した返礼品は、事業者及び返礼品として登録する。申込書に記載された商品金額を返礼品の調達費用としている。

申込に関しての事業者からの照会の際には、申込書提出に先立ち地場産品基準に適合しているかどうかの確認作業を行っている。

令和2年10月から令和5年9月までの返礼品の調達費用は寄附額の3割以下となっている。令和5年10月から令和6年9月までの寄附金に対しては、調達費用を寄附額の22%に設定している。

事業者は、「ふるさと記念品送付実績報告兼請求書」により返礼品の送付実績を添えて、市に返礼品代金を請求する。市は支出手続きの際に、事業者からの請求書記載の返礼品の単価が返礼品決定時の調達費用と同額であることを確認している。

(17) 市議会への報告等

ふるさと納税制度における経費に関して、市議会への報告等は以下のとおりである。

ア 令和5年2月22日 笠岡市議会全員協議会

ア) 総務省からの通知2件について

・「ふるさと納税制度における経費総額5割以下基準の適正な運用について」（令和4年9月22日付け、総税市第86号 総務省自治税務局市町村税課長発、岡山県笠岡市長宛）

概要：貴団体は、令和2年度及び令和3年度において、寄附金の募集に要した費用の額の合計額が寄附金受領額の合計額の5割を超えている。今後も同様の状況が続く場合には、指定が困難となるおそれがあるので、寄附金の募集に要する費用の額の合計額が確実に寄附金受領額の合計額の5割以下となるよう適切に御対応願う。なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものである。

・「ふるさと納税制度の適正な運用について」（令和4年9月22日付け、総税市第88号 総務省自治税務局市町村税課長発、各都道府県ふるさと納税担当部長、各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長宛）

概要：各地方団体においては、法及び告示に定める指定基準及びQ&A並びに下記事項に留意の上、ふるさと納税制度の適正な運用を行っていただくようお願いする。貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いする。なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものである。

- 1 指定期間を通じた指定基準への適合について
- 2 寄附金募集のための宣伝広告や情報提供の方法について
- 3 経費総額5割以下基準について
- 4 返礼割合3割以下基準について
- 5 地場産品基準のうち3号基準について

イ) 令和2年度及び令和3年度における「前年度に受領した寄附金及びその募集に要した費用」（総務省報告）の内容について

1) 令和2年度報告（令和3年7月21日付け 申出書）

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| ①ふるさと納税の寄附金         | 508,821 千円 |
| ②ふるさと納税の募集に要した費用の合計 | 290,543 千円 |
| ③募集に要した費用の割合        | 57.1 %     |

2) 令和3年度報告（令和4年7月22日付け 申出書）

①ふるさと納税の寄附金	600,394 千円
②ふるさと納税の募集に要した費用の合計	310,593 千円
③募集に要した費用の割合	51.7 %

ウ) 今後の運用について

1) 令和4年度における「前年度に受領した寄附金及びその募集に要した費用の決算見込み」(総務省報告)

①ふるさと納税の寄附金	400,000 千円
②ふるさと納税の募集に要した費用の合計	195,099 千円
③募集に要した費用の割合	48.8 %

2) 今後の運用方針

今後は、岡山県のと協議を深め積算基準の適正な取扱いや寄附金額の設定を見直すことも視野に入れ、経費率の削減に努めルールを遵守する。

エ) 岡山県ヒアリングの実施について

笠岡市は、令和4年9月22日付け、総税市第86号「ふるさと納税制度における経費総額5割以下基準の適正な運用について」による通知を受けた。笠岡市は岡山県県民生活部市町村課税制班による対してヒアリング調査を受けた。ふるさと納税の募集に要した費用を見直した結果、既提出の申出書記載の同費用は修正により減額となり、募集に要した費用の割合は減少した。

1) 実施日 令和4年11月8日(火)

2) 実施者 岡山県県民生活部市町村課税制班

3) 内容

- ・総務省報告内容の確認
- ・配送方法の確認
- ・積算方法の確認
- ・入札等の経費削減対策の確認

オ) 岡山県ヒアリングの指導による再計算結果

1) 令和2年度

・令和3年7月21日 申出書報告数値

①ふるさと納税の寄附金	508,821 千円
②ふるさと納税の募集に要した費用の合計	290,543 千円
③募集に要した費用の割合	57.1 %

・岡山県ヒアリングにおける指導による再計算後の修正数値)

①ふるさと納税の寄附金	508,821 千円
②ふるさと納税の募集に要した費用の合計	261,873 千円
(人件費・手数料計28,670 千円を減額)	

③募集に要した費用の割合 51.5 %

2) 令和3年度

・令和4年7月22日 申出書報告数値

①ふるさと納税の寄附金 600,394 千円

②ふるさと納税の募集に要した費用の合計 310,593 千円

③募集に要した費用の割合 51.7 %

・岡山県ヒアリングにおける指導による再計算後の修正数値

①ふるさと納税の寄附金 600,394 千円

②ふるさと納税の募集に要した費用の合計 290,134 千円

(人件費計20,459 千円を減額)

③募集に要した費用の割合 48.3 %

カ) 新聞報道

令和5年2月16日, 読売新聞紙面及びWebニュースの報道内容

「ふるさと納税の返礼品を含む経費の総額が, 国基準の「寄附額の5割」を超過している自治体が, 2021年度に全体の8%にあたる138市町村あった。総務省は超過している自治体に警告書を送った。」

記事に添えられた表「3年連続で経費割合が5割を超えた自治体(数字は2021年度)」に「岡山県笠岡市 54.3%」の記載がある。

イ 令和5年5月11日 笠岡市議会厚生産業委員会協議会

「ふるさと納税制度における経費総額5割以下基準の適正な運用に関する対応状況調査について」(令和5年3月28日付け, 総税市第26号 総務省自治税務局市町村税課長)による, 令和2年度, 令和3年度及び令和4年度におけるふるさと納税の募集に要した費用の調査において, 岡山県市町村課を通じて総務省自治税務局市町村税課へ回答した内容について報告した。

報告内容の概要

① 令和2年度指定期間(R2.10.1-R3.9.30)の決算額

・ふるさと納税の寄附金 593,403 千円

・ふるさと納税の募集に要した費用の合計 276,920 千円

・募集に要した費用の割合 46.7 %

② 令和3年度(R3.4.1-R4.3.31)の決算額

・ふるさと納税の寄附金 600,376 千円

・ふるさと納税の募集に要した費用の合計 277,355 千円

・募集に要した費用の割合 46.2 %

③ 令和3年度指定期間(R3.10.1-R4.9.30)の決算額

・ふるさと納税の寄附金 401,422 千円 (注401,442を誤記)

- ・ふるさと納税の募集に要した費用の合計 193,832 千円
  - ・募集に要した費用の割合 48.3 %
- ④ 令和4年度(R4.4.1-R5.3.31)の決算見込額
- ・ふるさと納税の寄附金 405,484 千円
  - ・ふるさと納税の募集に要した費用の合計 197,850 千円
  - ・募集に要した費用の割合 48.8 %
- ⑤ 令和4年度指定期間(R4.10.1-R5.3.31)の決算見込額
- ・ふるさと納税の寄附金 272,130 千円
  - ・ふるさと納税の募集に要した費用の合計 132,613 千円
  - ・募集に要した費用の割合 48.7 %
- ⑥ 指定の申出の際に提出のあった改善方策とその実施状況
- ・令和4年9月22日付け改善通知を受領し、関係機関と改善方策について協議を進める中で、「指定に関する申出書」の提出において、手数料や人件費等について過剰に積算していることが確認され、適正な基準で再計算したところ、令和2年度決算は48.7%、令和3年度決算は46.2%であった。そして、令和4年度決算においては、48.8%となる。
  - ・今後は、積算基準を再度確認し、適正な報告に努めるとともに引き続き、基準を遵守した運用に努めていく。
  - ・募集経費を削減するために、予算編成時において、募集費用総額が確実に5割以下となるよう計画した。返礼品はこれまでどおり個別に3割基準を設定すると共に、配送経費や広告費などは入札により経費の削減に努めた。
  - ・夏期の果物の配送においては、生産者と連絡を取り合い「クール便」「冷凍便」の使用を最小限に調整した。併せて、返礼品の発送時には寄附者へ配送状況をメール通知し、不在による返礼品の傷みを解消した。
  - ・稲作振興として市内産米を直接買上げ、中間経費を削減して返礼品として配送した。また、コロナ禍により全国的に余剰米が発生する中、買取り価格の調整や数量の制限などを講じて経費の削減に努めている。
  - ・これらの方策により、令和4年度の募集に要する費用は、予算時の見込み額49.8%に対し、決算額では、48.8%に削減することができる見込みである。

ウ 令和5年6月13日 令和5年第4回笠岡市議会定例会

議員からの質問「ふるさと納税の分析について」の中で、返礼品にかかる費用について問われた産業部長の回答は以下のとおり。「本市における、募集に要する費用は、令和2年度決算では48.7%、令和3年度は46.2%、令和4年度は48.8%と推移している。また、令和5年度予算では、45.9%を見込んでいる。返礼品に係る費用が多いということについては、出品される方に対してできるだけ収益を上げていただきたい、もう一点の見方からすると、御寄附をいただく方に対してできるだけ笠岡市の産品を楽しんでいただきたい、しっかりとした量を楽しんでいただきたいと

いう考えもある。」

また、議員から、「全員協議会で総務省から注意を受けたことの説明があったが、公金を扱っている以上透明性が求められると思う。返礼品の調達価格が外部から検証できないのは問題でもあり、国は調達価格や取引先などの公開を自治体に義務づけるべきだという学者も出てきている。お金の流れの見える化ができないか、監査でのチェックもできないのか、今してるのかどうかも含めて情報を示し、また見解を示して欲しい。」についての産業部長の回答は、「公金を扱っている以上、透明性を確保することは当然である。返礼品を調達するのに要する率が、見込みの段階で総務省に送った段階、あるいはその計上の仕方が不十分だったことがあり、現時点では50%を切っている状況である。引き続き厳守していきたいと思っている。その中でお金の流れにつきいは、研究したい。」であった。

#### エ 令和5年7月26日 笠岡市議会厚生産業委員会協議会

令和5年6月27日付け総務省告示第244号において改正された、平成31年総務省告示第179号の改正の概要を報告した。

- ・令和5年度「ふるさと納税に係る指定制度」の申請について、総務大臣による指定を受けようとする地方団体は、ふるさと納税の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書を総務大臣に提出すること。申出書の様式により、実施予定のふるさと納税の募集の方法を踏まえ、指定対象期間を通じて、各指定基準に適合してふるさと納税の募集を適正に実施する旨を申し出ること。申出書等の提出期間は、令和5年7月1日から同月31日までの間であること。

#### (18) 議会から市への要望

「令和4年度笠岡市一般会計歳入歳出決算ほか7件の決算認定に係る要望事項について」（令和5年9月28日付け、笠議第544号）の中で本件事業に言及している。

##### ふるさと納税推進事業について

事業の中身について外部から検証ができないのは問題があると考え。お金の流れについて透明性を確保できるよう、監査委員によるチェック体制を構築していただきたい。

## 2 文書管理等の状況

### (1) 監査委員の資料要求

本件監査請求の監査において、監査委員が事前に次の資料の提出を求めた。

令和2年度以降の年度ごとの笠岡市ふるさと納税事業の事業内容の検証に係る書類

### (2) 監査委員に提出された資料の分析

ア ふるさと寄附課から提出された資料は次の表のとおりである。

なお、区分5以降は事前提出の際には提出がなく、監査委員の求めに応じて提出されたものである。

(表-24) ふるさと寄附課から監査委員への提出資料

区分	ふるさと寄附課
1 ふるさと納税の対象となる地方団体の指定指定等に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年8月4日 笠岡市長発 総務大臣宛 ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書</li> <li>・令和2年9月24日 総税市第70号 総務大臣発 笠岡市長宛 ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について（通知）</li> <li>・令和3年7月21日 笠岡市長発 総務大臣宛 ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書</li> <li>・令和3年9月17日 総税市第65号 総務大臣発 笠岡市長宛 ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について（通知）</li> <li>・令和4年7月21日 笠岡市長発 総務大臣宛 ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書</li> <li>・令和4年9月22日 総税市第80号 総務大臣発 笠岡市長宛 ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について（通知）</li> <li>・令和5年4月14日 岡山県笠岡市発 総務省宛 説明書 ふるさと納税制度における経費総額5割以下基準の適切な運用に関する対応状況調査について</li> <li>・令和5年7月19日 笠岡市長発 総務大臣宛 ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書</li> <li>・令和5年9月28日 総税市第97号 総務大臣発 笠岡市長宛 ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について（通知）</li> <li>・令和5年度制度改正後の運用について</li> </ul>
2 法令等関係資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法（抜粋）平成31年改正</li> <li>・地方自治法施行規則（抜粋）平成31年改正</li> <li>・平成31年総務省告示第179号（平成31年4月1日）</li> <li>・ふるさと納税に係る指定制度の運用について（平成31年4月1日 総税市第17号 総務省自治税務局市町村税課長発 各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長宛）</li> <li>・平成31年総務省告示第179号（令和5年6月27日改正）</li> <li>・令和5年総務省告示第244号（令和5年6月27日）</li> <li>・ふるさと納税に係る指定制度の運用について（令和5年6月27日 総税市第65号 総務省自治税務局市町村税課長発 各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長宛）</li> </ul>
3 市議会報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年2月22日全員協議会報告資料</li> <li>・令和5年5月11日厚生産業委員会協議会報告資料</li> </ul>



告関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年7月26日厚生産業委員会協議会報告資料</li> <li>・令和5年10月12日配信 厚生産業委員会協議会報告資料</li> </ul>
4 提出書類に関する概要説明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出書類に関する概要説明書</li> </ul>
5 資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務手順マニュアル</li> <li>・寄附受領証明書送付手順</li> <li>・ふるさと笠岡思民寄附金 パートナー事業者募集要領</li> <li>・事業者承認に係る事務手続き及び寄附記念品料の支出に係る事務手続きを示した資料（2件）</li> <li>・ふるさと納税指定に係る件ヒアリングの実施について（報告）</li> <li>・再計算結果 R2 及び R3 年度申出書における報告数値の修正数値</li> <li>・令和2年度 業務分担協議書（ふるさと寄附課）</li> <li>・令和3年度 業務分担協議書（ふるさと寄附課）</li> <li>・令和5年6月（市議会への情報提供）ふるさと納税推進事業の進捗状況について</li> </ul>
6 例規に記された台帳等の資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附金台帳（ふるさと納税管理システムからデータの一部を出力）</li> <li>・ふるさと笠岡思民基金の処分の経過記録（決算書該当箇所の写し）</li> <li>・寄附金の活用状況を公表した市広報紙（写し）及びホームページの記載</li> <li>・ふるさと笠岡思民寄附金パートナー事業者申込書の綴り</li> <li>・ふるさと笠岡思民寄附金パートナー事業者承認通知書（起案文書からの出力書類2件）</li> <li>・返礼品請求書綴り（ふるさと記念品送付実績報告書兼請求書（令和5年度）及びふるさと記念品送付内訳書（令和5年度））</li> </ul>

## イ 提出資料の分析

ふるさと寄附課から提出された本件事業に係る資料の概要は以下のとおりである。

### 「1 ふるさと納税の対象となる地方団体の指定等に関する資料」

「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書」は、総務大臣宛にふるさと納税の募集の適正な実施に関する事項を記載した書類で、申出書に記載した内容を補完し各指定基準に適合していることを証する書類を添付し、岡山県市町村課を経由して、ふるさと納税制度を所管する総務省自治税務局市町村税課への提出書類として、笠岡市（ふるさと寄附課）が作成したものである。

「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について（通知）」は、申出書等の内容を踏まえ、所定の手続きを経て、指定対象期間を通じて各指定基準に適合する地方団体として認められるものを、ふるさと納税の対象となる地方団体として総務大臣により指定するものとして笠岡市へ送付された文書である。

「令和5年4月14日 岡山県笠岡市発 総務省宛 説明書 ふるさと納税制度

における経費総額5割以下基準の適切な運用に関する対応状況調査について」は、「ふるさと納税制度における経費総額5割以下基準の適正な運用について」（令和4年9月22日 総税市第86号）において言及のあった、令和3年度及び令和4年度に提出した申請書中で寄附金の募集に要した費用の額の合計額が寄附金受領額の合計額の5割を超えていたことについて、対応状況調査における見直し結果及び改善策を総務省へ報告した文書である。

「令和5年度制度改正後の運用について」は、総務省告示第179号の令和5年6月27日改正に伴い、笠岡市の返礼品の返礼率を寄附金額に対して一律に22%として運用すること記した文書である。

「2 法令等関係資料」は、「1 ふるさと納税の対象となる地方団体の指定指定等に関する資料」に関する法令等の抜粋の写しである。

「3 市議会報告関係」は、笠岡市議会への報告資料である。

「4 提出書類に関する概要説明書」は監査委員への資料提出に際して、ふるさと寄附課が上記「1」から「3」の概要として作成した書類である。

「5 追加資料」は、監査委員が監査に必要な資料として要求し提出されたものである。

「6 追加資料」は、条例及び規則に規定された台帳等及びふるさと笠岡思民寄附金パートナー事業者等に関する資料である。

#### 第4 判断

以上の事実関係の確認に基づき、次のように判断する。

##### 1 ふるさと納税事業の法令等との適合性及び適正執行性について

###### (1) 返礼品の地場産品に限ることについて

返礼品提供事業者及び返礼品の選定においては、法令等に示された地場産品基準に従い決定されていた。市における手続きは、事業者から提出のあった申込書の内容を審査するものである。申込に関して事業者からの照会の際には、申込書提出に先立ち地場産品基準に適合しているかどうかの確認作業を行っている。

###### (2) 返礼品の調達に寄附金額の3割程度とすることについて

監査の対象年度におけるふるさと納税事業における返礼品の調達費用は寄附金の3割以内であった。

###### (3) 寄附金募集に要する費用を寄附金額の5割以下とすることについて

総務省に提出した申出書では、令和2年度及び令和3年度の決算見込では経費率は5割を超えていた。令和4年9月22日付けの総務省自治税務局市町村税課長からの通知で、改善方策等を実施の上、寄附金の募集に要する費用の額の合計額が確実に寄附金受領額の合計額の5割以下となるよう適切に対応するように求められた。岡山県県民生活部市町村課税制班によるヒアリング調査を受けて、寄附金の募集に要する費用の内容を見

直し、既報告の費用から一部控除して、令和2年度及び令和3年度における寄附金の募集に要する費用の割合を寄附金額の5割以下とした。令和2年度で控除した費用は、調達していた返礼品の発送量が調達量を下回ったために生じた残余の処理等に係る費用及び正職員の人件費である。また、令和3年度で控除した費用は正職員の人件費である。令和4年度の申出書では、寄附金募集に要する費用は寄附金額の5割以下となっている。また、令和5年度は総務省への報告対象の寄附金募集に要する費用の決算見込は寄附金額の5割以下である。

#### (4) 法令等との適合について

本件事業は法令及び例規に従って事務処理がなされていた。ただし、経費率については、申出書における令和2年度及び令和3年度の決算見込では5割を超えていたが、これによる本件事業への制約等は課されていない。

#### (5) 令和5年度における新基準への適合について

新基準に従って本件事業に取り組んでいる。

監査委員の判断は以上のとおりである。なお、法令等に示された基準に対する適否は、総務省が判断するものであり、監査委員の判断は提出資料等及び関係職員からの聴取により客観的に判断したものであることを申し添える。

## 第5 意見

今回の監査を通じ、次のとおり意見を述べる。

### 1 議会への説明

市は、ふるさと納税事業について、議会への報告時並びに議会での質問に対する回答の際に議員から疑念を呈された場合には、これを払拭するように、求めに応じて十分な説明に努めるべきであり、事業の執行にあたっては議会への説明責任を果たされたい。

本件監査は、議会から市に対して説明が不十分であるとして、本件事業の内容の検証を外部の機関に求めたことに起因しており、市長自らが本件事業の検証を監査要求したものである。市においては、事業の状況を適切に把握し、議会に説明するように、内部の体制を整えたうえで、議会との信頼関係を保つように努めることが重要であると考えます。

### 2 経費率について

令和2年度及び令和3年度の経費率が5割を超えていたことで、県のヒアリング調査の際に経費の内訳を見直したが、事業費の決算額に変わりはない。総務省への報告の対象としないということである。関係人聴取時のふるさと寄附課の説明では、本件事業では、「総務省報告の対象となる寄附金募集に要する費用」とこれに該当しない費用があるため、これらの費用の総額を寄附金の5割を超えないようにすることは極めて困難であるとのことであった。「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に

努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）を思い起こし、事業に取り組まれない。

なお、決算事項別明細書では、申出書に記載された寄附金募集に要する費用の構成内容は判断できない。また、決算説明書には、寄附金募集に要する費用の構成内容及び経費率に関する記載はなく、経費率の公表はしていないことから、経費率が5割以下であるかどうかについては、総務省ふるさと納税ポータルサイトを除いて、市からの報告等によらなければ知る方法がない。議会に対しては適切な時期に報告すべきであると考えている。

予算では、寄附金額に応じて、募集に要する費用も増減するので、寄附金の収入を適切に見込み、募集に要する費用においては経費率に留意して事業に取り組まれない。